

# 総務委員長報告

(下田利春委員長)

議案4件を原案可決、請願1件を採択

【議案第1号】南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【質疑】 今回の値上げの原因は何か。

【答弁】 国の報酬額基準の見直しによる。参議院選挙ごとに物価の変動等を基準に見直しがされている。

【議案第10号】令和元年度南島原市一般会計補正予算(第1号)

(総務部関係)

【質疑】 ロノ津港のターミナルは何がメインか。

【答弁】 県や国も、施設の建て替えや新築時には、機能を備えた複合施設が望ましいと推奨している。支所・ターミナル・資料館を別々に造るより一つの建物に統一した方が、利用価値がよいと考える。

(地域振興部関係)

【質疑】 地盤沈下、発電設備等の補正3,492

関する議会全員協議会で2・5cm位の地盤沈下対策に対する市長の認識については「埋め立て分が締まって土地が下がった」という現象が起き、それによって4か月の遅れが出たとの話は聞いている」と発言されている。

【質疑】 地盤沈下自体は昨年6月〜7月頃にかけて、今建設中のターミナル前の駐車場及び道路の一部に沈下が見られ、一番深いところで30cm程度の沈下、全体の平均でおおよそ15cm程度の沈下であった。これに対し、土を固める対策として、液体注入工事を行い、経過観察を行いながら、地盤が落ち着くのを待って工事を進めた。

【質疑】 地盤沈下については、もっと早く議会に報告し措置すべきとの指摘については、一般的に請負金額の20%以下の変更等は軽微なものとして工期末に一括して処理する取り扱いをしており、今回も安易にその例にならったものであるが、委員皆様のご指摘の通り、事の重大さからもっと早く議会に報告、提案しなければ

ならなかったと反省している。

【質疑】 地盤沈下に対する埋め土分の新たな金額は入っていないのか。

【答弁】 地盤沈下の抑制をするための工事費であり、埋め土の分は入っていない。

【質疑】 埋め立ては県がしている。県が埋め立てすべきでないのか。

【答弁】 埋め立ては県が行っているが、埋め立て完了検査が終わり、適正に施工されている状況で平成30年3月に完了している。完了後に生じた問題について、原因が特定できないことから、所管する自治体で対処すべきと県との協議であった。

【質疑】 つめればつめるほど、疑問点が増える。駐車場の地盤沈下対策費を建築工事に入れ込んである。建築工事と駐車場の地盤沈下対策、厳密に言えば関係ないのではないか。また、ターミナル建築工事分の2割との区分で仕事は発注している。問題ないのか、一般的には、事を起こす前に議会に諮って、承認を取ってからと思うが、今回は仕

事をしてから議会を通してくれである。もし、議会が通らなかつたらどうなるのかまで考えるべきではないのか。

【答弁】 事の重大さ、金額を考えると、その時点で安易に2割以下だからと考えるのではなく、報告し、補正の措置を取るべきだった。事業課の方が安易に判断したことも大きな原因である。

【質疑】 埋め立ては県がしている。県が埋め立てすべきでないのか。

【答弁】 埋め立ては県が行っているが、埋め立て完了検査が終わり、適正に施工されている状況で平成30年3月に完了している。完了後に生じた問題について、原因が特定できないことから、所管する自治体で対処すべきと県との協議であった。

【質疑】 つめればつめるほど、疑問点が増える。駐車場の地盤沈下対策費を建築工事に入れ込んである。建築工事と駐車場の地盤沈下対策、厳密に言えば関係ないのではないか。また、ターミナル建築工事分の2割との区分で仕事は発注している。問題ないのか、一般的には、事を起こす前に議会に諮って、承認を取ってからと思うが、今回は仕

事をしてから議会を通してくれである。もし、議会が通らなかつたらどうなるのかまで考えるべきではないのか。

【答弁】 事の重大さ、金額を考えると、その時点で安易に2割以下だからと考えるのではなく、報告し、補正の措置を取るべきだった。事業課の方が安易に判断したことも大きな原因である。

【質疑】 埋め立ては県がしている。県が埋め立てすべきでないのか。

【答弁】 埋め立ては県が行っているが、埋め立て完了検査が終わり、適正に施工されている状況で平成30年3月に完了している。完了後に生じた問題について、原因が特定できないことから、所管する自治体で対処すべきと県との協議であった。

【質疑】 すでに工事が終わって足りない分を今回補正しなければ契約変更ができないのか。

【答弁】 そのとおりである。

【請願第2号】国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願書(賛成討論) 日本の経済が、非常にマイナスになっていると、この請願の趣旨にも書いてある。項目は引き上げ中止を求める意見書である。情勢が変わっているから賛成する。

【質疑】 すでに工事が終わって足りない分を今回補正しなければ契約変更ができないのか。

【答弁】 そのとおりである。

【請願第2号】国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願書(賛成討論) 日本の経済が、非常にマイナスになっていると、この請願の趣旨にも書いてある。項目は引き上げ中止を求める意見書である。情勢が変わっているから賛成する。

【質疑】 つめればつめるほど、疑問点が増える。駐車場の地盤沈下対策費を建築工事に入れ込んである。建築工事と駐車場の地盤沈下対策、厳密に言えば関係ないのではないか。また、ターミナル建築工事分の2割との区分で仕事は発注している。問題ないのか、一般的には、事を起こす前に議会に諮って、承認を取ってからと思うが、今回は仕

事をしてから議会を通してくれである。もし、議会が通らなかつたらどうなるのかまで考えるべきではないのか。

【答弁】 事の重大さ、金額を考えると、その時点で安易に2割以下だからと考えるのではなく、報告し、補正の措置を取るべきだった。事業課の方が安易に判断したことも大きな原因である。